

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和2年2月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900424号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900051号

第1 結論

昭和44年*月及び同年*月の請求期間、昭和47年2月から昭和48年10月までの請求期間、昭和54年10月から同年12月までの請求期間、昭和60年7月から昭和61年3月までの請求期間、平成2年9月から平成3年3月までの請求期間、平成4年4月及び同年5月の請求期間、平成6年4月の請求期間、平成8年4月から平成16年10月までの請求期間及び平成18年1月から平成20年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年*月及び同年*月
② 昭和47年2月から昭和48年10月まで
③ 昭和54年10月から同年12月まで
④ 昭和60年7月から昭和61年3月まで
⑤ 平成2年9月から平成3年3月まで
⑥ 平成4年4月及び同年5月
⑦ 平成6年4月
⑧ 平成8年4月から平成16年10月まで
⑨ 平成18年1月から平成20年11月まで

昭和44年*月当時、私は学生で、両親と同居しており、国民年金の加入手続は、母が行ってくれた。国民年金保険料の納付は、請求期間①及び②については母親が納付してくれた。請求期間③から⑨までについては自分で納付しており、請求期間③については、未納分はまとめて納付していたので、当該期間の保険料を納付していないということは考えられない。請求期間④については、当該期間後の昭和61年4月から昭和62年3月までの期間に係る国民年金保険料を同年2月にまとめて納付しているので、当該期間の国民年金保険料も納付しているはずである。請求期間⑤については、当該期間後の平成3年4月から平成4年3月までの期間に係る国民年金保険料を同年3月17日にまとめて納付しているので、当該期間の国民年金保険料も納付しているはずである。請求期間⑥については、当該期間前の平成3年4月から平成4年3月までの国民年金保険料を同年3月17日にまとめて納付しており、このようにまとめて納

付することを反省し、請求期間⑥の国民年金保険料を当該期間の各月の納期限内に納付した記憶がある。請求期間⑦については、当該期間前の平成4年6月から平成6年3月までの国民年金保険料を同年7月29日にまとめて納付しており、このようにまとめて納付することを反省し、請求期間⑦の国民年金保険料を納期限内に納付した記憶がある。請求期間⑧については、その直前の平成6年5月から平成8年3月までの期間に係る国民年金保険料を同年6月27日にまとめて納付しており、納付した日付からすると、請求期間⑧のうち同年4月から同年6月までの期間についてもまとめて納付しているはずである。また、請求期間⑧のうち平成8年7月から平成16年10月までの期間、及び請求期間⑨については、納付できない月もあったが、納付できる時は納付していたので、何か月分かは納付しているはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、請求者が20歳になった昭和44年*月に母親が請求者の国民年金の加入手続をA市で行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、同記号番号に係る払出簿によれば、昭和53年2月24日にB市で払い出されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号を確認することができない上、請求期間①及び②の請求期間中にA市において払い出された国民年金記号番号に係る払出簿において被保険者の氏名を目視により確認したが、請求者の氏名は見当たらなかったことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和53年2月頃に初めてB市で行われたと推認できる。

また、上記の加入手続時点においては、請求期間①及び②の保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録では、当該期間は、国民年金に未加入の期間とされているほか、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとする母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び納付状況は不明である。

さらに、請求期間⑧のうち平成8年7月から平成16年10月までの期間、及び請求期間⑨について、請求者は、会社経営が厳しく国民年金保険料を納付できない月もあり、納付できる月は納付した旨主張しているが、納付月数、納付時期等を具体的に憶えていないとしていることから、請求者が、納付したとする期間を特定することができない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②は、母親が郵便局及び市役所等において、請求期間③から⑨までは、自身が当時の社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）及び銀行等において、国民年金保険料を納付したとし、昭和52年12月を除く国民年金の未加入期間、及び保険料未納期間の全期間を請求期間としているところ、請求期間①から⑨までは、合計で9か所、*か月（*年*か月）と長期間に及んでいる上、請求期間のうち平成9年1月以降については、基礎年金番号制度が導入された期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900433号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900052号

第1 結論

昭和52年7月から昭和61年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間及び国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年7月から昭和61年10月まで

私が昭和52年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、その翌月ぐらいに私の元妻が夫婦で国民年金に加入するよう市役所で手続を行い、国民年金保険料は銀行や郵便局を利用して納付していたはずである。

また、昭和52年9月に会社に就職した際に、社長から、会社は厚生年金保険と失業保険に加入していないと聞いていたので、そのまま国民年金に加入し保険料を納付していたが、その会社を退職して2年後ぐらいに国民年金保険料が納付できなくなったので、元妻が私の国民年金保険料の免除申請の手続を行った。

調査の上、請求期間のうち未加入期間となっている部分については保険料納付済期間又は保険料を免除されていた期間に訂正し、厚生年金保険に加入している期間については、国民年金の保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年7月31日の翌月ぐらいに、請求者の元妻が、請求者及び元妻自身の国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者が請求期間当時加入手続を行っていれば払い出されることとなる請求者に係る国民年金手帳記号番号は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間である上、元妻は、請求者が厚生年金保険加入中の昭和52年1月26日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、元妻が納付し、途中で免除申請を行った旨主張しているが、上記のとおり、請求期間は、国民年金の未加入期間であるため、保険料の納付及び免除申請を行うことができない期間である。

さらに、請求者の元妻は、請求者に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付及び免除申請について覚えていないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたこと及び国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。